

All Japan Educational Model United Nations



United Nations
General Assembly
1st Committee (DISEC)

EIGHTIETH UNITED NATIONS GENERAL ASSEMBLY FIRST COMMITTEE

A/80/1/WP.4

Agenda item: AI と軍事 (AI and the military)

2025年8月5日

Sponsor: Argentina, Cambodia, Egypt, Ethiopia, Fiji, Iran, Israel, Japan, Panama, Portugal, Serbia, and Tajikistan

第80回国連総会第一委員会は、

侵略行為というものの定義が明確ではないことを意識し、

軍事用途におけるAIが、自国の自存および自衛を目的として活用されている現状を考慮し、

侵略であるかの決議が行われるまでに、多大な被害が発生することを確信し、

国際社会においてAI技術、とりわけ生成AIおよび軍事用AIの急速な発展が安全保障環境に重大な影響を及ぼしていることに留意し、

小国における国家防衛・主権の保持においてもAI技術が果たしうる重要な役割を認識し、

軍事用AIの誤作動に伴う責任について、使用国のみならず、開発国・設計国・供与国にも一定の責任を問うべきであるとの立場を共有し、

AIの誤作動による責任の所在が不明瞭という課題に対応するため、国連の「特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)」の枠組みの中に、新たなAIガバナンス条項を導入する必要性を強調し、

現代の戦争技術におけるAIおよび自立兵器(LAWS)の急速な進展に深い関心を寄せ

特に致命的な判断を機械が単独で下すことが、国際人道法および戦時倫理に重大な懸念をもたらすことを強く認識し、

CCWを中心とした国際的なガバナンス枠組みの中で、人間による「意味ある関与」の原則を明文化すべきとの立場を共有し、

1. 国が、他国による侵略行為の被害を訴えた場合、第三者機関にて、侵略かどうかの議論の場を設けることを訴える；
2. 専守防衛の基本原則に基づき、第三者機関から他国からの自国の侵略が認められた場合、すべての国にLAWSの使用を承認する；
3. 第三者機関の決議が侵略行為と見られる事態の発生から3日間以内に行われなかった場合、侵略行為と見られることをされている国は、自国の意思で、LAWSを使用する権限を付与する；
4. 各国は、生成AIの使用・規制に関して、自国の主権および国内法の枠内で管理する権利を有することを確認する；
5. 安全保障の観点から、ミサイル・ドローン等の攻撃兵器に対する防衛目的の軍事AIシステムの開発および導入は、各国にとって必要不可欠であると認められる；
6. 軍事AIによる誤作動・走により損害が生じた場合、その責任の所在は使用国のみ限定されず、開発国・設計企業・供与国も一定の責任を負うべきであるとする；

7. 国連 CCW の枠組みに新たな条項として追加することを支持する
8. AI の開発者に、開発時に AI の使用目的等の詳細を明記した報告書を CCW に提出するを要する；
9. CCW に提出された報告書をもとに、関与度に応じて CCW が責任の分配を行うように促す；
10. すべての締約国は、LAWS の運用において、致命的判断の最終決定を人間が行うことを義務付けることに同意する；
11. 各国は戦闘時における致命的な行動命令に先立ち、倫理的法的評価を実施できる人員を配備する体制の整備を行うこと；
12. 本主文の内容は国連 CCW の下において、新たな追加議定書または、付属文書として、明確化されるべきである；